

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 18 日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 横 尾 紀 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 2 日から 令和 7 年 7 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所川崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 5 日 午前 9 時 30 分 場 所 横浜地方裁判所川崎支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 7 月 24 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	18,960,000 15,168,000	一括	3,792,000	88,038	0
1	3,250,000				
2	15,710,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 |
| | 地 番 | 6 8 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 3. 8 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 6 8 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 6 8 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 7. 5 9 平方メートル
2 階 2 8. 0 0 平方メートル
3 階 2 5. 7 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月26日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 横 尾 紀 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

・ 本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 |
| | 地 番 | 6 8 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 3 . 8 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 6 8 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 6 8 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 7 . 5 9 平方メートル
2 階 2 8 . 0 0 平方メートル
3 階 2 5 . 7 2 平方メートル |



令和7年(ケ)第5号
令和7年2月18日受理
令和7年3月18日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所川崎支部
執行官 青木 清 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 |
| | 地 番 | 6 8 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 3 . 8 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 6 8 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 6 8 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 7 . 5 9 平方メートル
2 階 2 8 . 0 0 平方メートル
3 階 2 5 . 7 2 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	川崎市川崎区小田五丁目10番15-1号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者（債務者）の妻	1 物件2に家族で住んでいます。夫（所有者（債務者））は仕事で不在です。 2 物件2に雨漏り、水漏れといった不具合はありませんが、浴室乾燥機が故障して使えません。また、入居時からあちこちの壁クロスの継ぎ目に隙間が空いています。 3 物件1の境界に関する揉め事はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執 行 官 の 意 見

- 1 目的物件の状況は、土地建物位置関係図及び写真のとおりである。
- 2 物件2につき、内壁面に一部亀裂ができている箇所、損傷がある箇所、クロスの継ぎ目に隙間ができて
いる箇所等がある。
- 3 物件2の占有関係については、室内外の状況及び関係人の陳述から、所有者（債務者）が居宅として
占有しているものと認めた。
- 4 物件1の南側及び東側に接する道路は、評価人の調査によると、市道である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

(調査の経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 7年 2月 19日 (水) 10 : 30 — 10 : 45	目的物件所在地	不在、照会書投函、外観調査
令和 7年 2月 26日 (水) 8 : 45 — 8 : 50	目的物件所在地	不在、通知書投函、外観調査
令和 7年 2月 26日 (水) 11 : 50 — 12 : 00	横浜地方法務局川崎支局	物件 1 の地積図・隣接土地の登記事項証明書受領
令和 7年 3月 8日 (土) 9 : 40 — 10 : 05	目的物件所在地	所有者（債務者）の妻と面談・立入調査（評価人同行）
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		

(特記事項)

令和7年3月8日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

7

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

地積測量図

地番 68-2、-5、-6

土地の所在 川崎市川崎区小田五丁目

座標求積表

地番	(イ) 68-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
MS33	510.477	481.345	-6519.818025	
PM27	497.442	483.292	-5387.255924	
BK2	499.330	487.242	6599.692890	
BK1	510.987	485.501	5411.879647	
		倍面積	104.498588	
		面積	52.2492940	m ²
		地積	52.24	m ²

地番	(ロ) 68-5			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
BK1	510.987	485.501	-5895.924144	
BK2	499.330	487.242	-4803.718878	
BK4	501.128	491.003	5962.740432	
BK3	511.474	489.458	4825.566422	
		倍面積	88.663832	
		面積	44.3319160	m ²
		地積	44.33	m ²

地番	(ハ) 68-6			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
BK3	511.474	489.458	-5342.923528	
BK4	501.128	491.003	-4116.078149	
KP16	503.091	495.109	5404.609844	
AP1	512.044	494.096	4142.006768	
		倍面積	87.614935	
		面積	43.8074675	m ²
		地積	43.80	m ²

恒久的地物・基準点の座標値				
点名	X	Y	点の種類	
KP1	523.598	492.788	川崎市道路境界標	
KP23	491.351	470.552	川崎市道路境界標	
T-1	500.000	500.000	基準点鉄	
T-2	492.570	483.926	基準点鉄	

測量年月日	令和3年10月27日
測量地系	任意座標系

作成者

申請人

縮尺 1/250

本図面はA3判をA4判に縮小したものである

凡例	記号	説明
コンクリート杭	○	
市金標	①	
民金標	⊕	
民金標	○	
閉上点	△	
基準点鉄	△	

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月26日 横浜地方法務局川崎支局

登記官

登記年月日：令和4年9月26日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方支務局川崎支店管轄)
令和7年1月8日 広島法務局

(8 枚目)

登記官

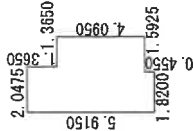
各階平面図

建物図面

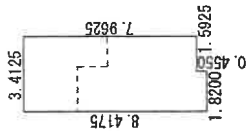
家屋番号 68番6

建物の所在 川崎市川崎区小田五丁目68番地6

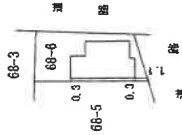
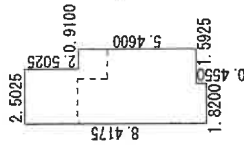
1階



2階



3階



(単位：メートル)

作成者

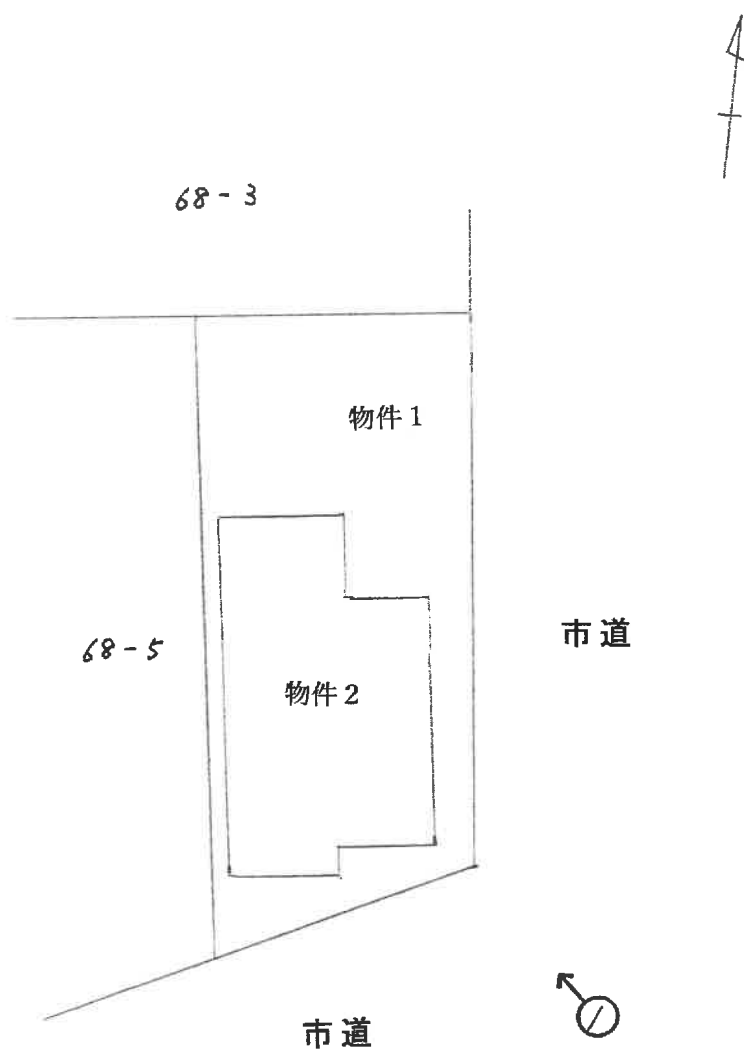
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

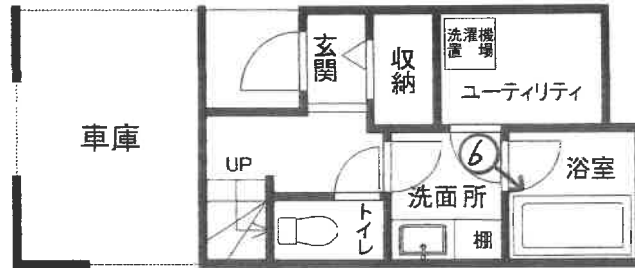
土地建物位置関係図

←○は撮影位置及び方向

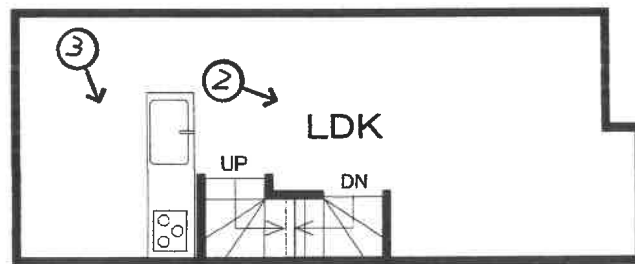


間 取 見 取 図

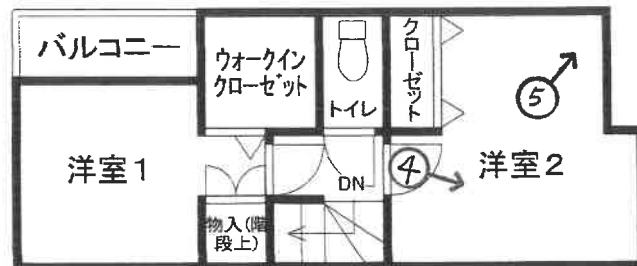
←○は撮影位置及び方向



1 階



2 階



3 階

①

物件 2



②



③



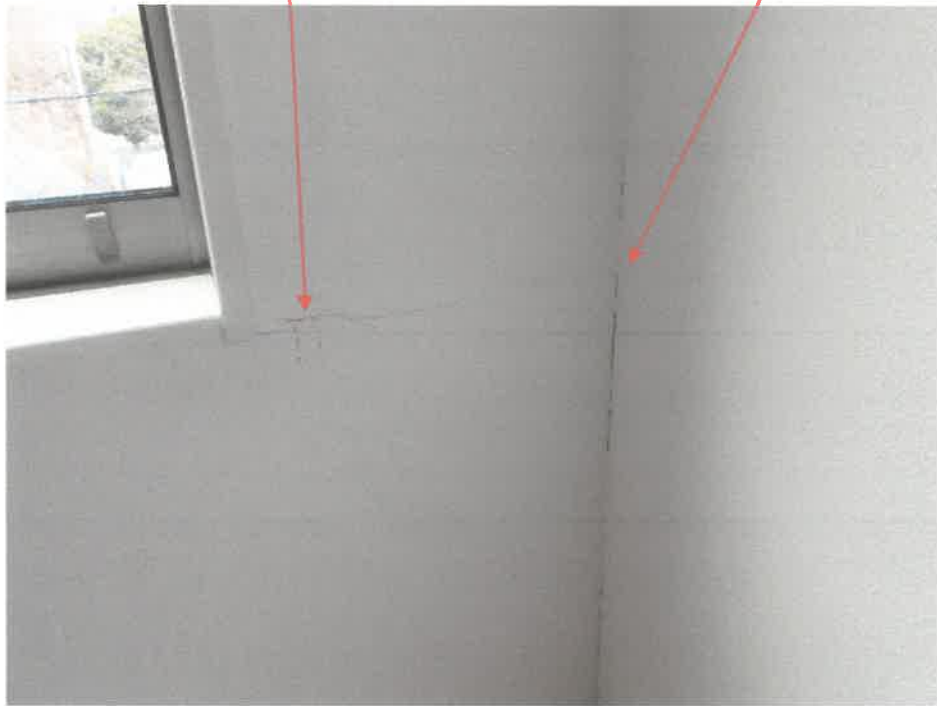
④



⑤

壁面の亀裂

クロス継ぎ目の隙間



⑥



令和 7 年（ケ）第 5 号
令和 7 年 3 月 8 日 現地調査
令和 7 年 3 月 19 日 評 価

横浜地方裁判所川崎支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西 川 浩 美

第1 評価額

一括価格 (合計)	
金18,960,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金3,250,000円
物件2 (建物)	金15,710,000円

- ① 一括価格は、物件1、物件2の各不動産について、一括売却(民事執行法第61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		住居表示 「川崎区小田五丁目10番15-1号」
特 記 事 項		
なし		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 |
| | 地 番 | 6 8 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 3. 8 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川崎市川崎区小田五丁目 6 8 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 6 8 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 7. 5 9 平方メートル
2 階 2 8. 0 0 平方メートル
3 階 2 5. 7 2 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「川崎」駅の南東方約2.7km（道路距離）。「小田五丁目」バス停より徒歩約3分。（附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅、アパート、学校、保育園等が混在する住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別적인規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域 第二種住居地域 建 蔽 率 60% 容 積 率 200% 防 火 規 制 準防火地域 その他の規制 第3種高度地区 建築物不燃化推進条例の不燃化重点対策地区（小田周辺地区）
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	43.80㎡ ほぼ台形 間口（南側）約4.5m、奥行約9～10m 概ね平坦
接 面 道 路 状 況	南側約4.5mが幅員約5.3mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に、東側約9mが幅員約4.6mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に、それぞれほぼ等高に接面している角地。	
土 地 の 利 用 状 況	物件2の建物敷地等として利用されている。建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
特 記 事 項	◇ J R 南武支線「小田栄」駅の南東方約400m（道路距離）。 ◇ 目的土地について、すべての境界標までは確認できなかったが、現況、公図、法務局備付の地積測量図、建築計画概要書の配置図等を基に確認を行い、登記数量を採用した。なお、建築計画概要書記載の敷地面積は43.80㎡で一致している。 ◇ 建築計画概要書には、準防火地域内の耐火建築物等、準耐火建築物等により、建蔽率70%と記載されている。 ◇ 物件1土地は、川崎市の水害ハザードマップの浸水想定区域内にある。	

2. 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区 分	主である建物		
建築時期及び経済的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日	令和4年9月23日	新築（登記記載）
	経 過 年 数	約3年	
	経済的残存耐用年数	約27年	
仕 様	構 造	木造3階建	
	屋 根	スレート葺	
	外 壁	サイディング貼等	
	内 壁	ビニールクロス貼等	
	天 井	ビニールクロス貼等	
	床	フローリング等	
	設 備	トイレ×2、浴室、洗面所、キッチン等	
床 面 積（現 況）	1階	: 17.59㎡	2階 : 28.00㎡
	3階	: 25.72㎡	延べ : 71.31㎡
現 況 用 途 等	現 況 用 途	居宅	
	間 取 り	2LDK+ユーティリティ （附属資料建物概略間取図のとおり）	
品 等	普通		
保守管理の状況	普通		
建 物 の 利 用 状 況	令 和 7 年 3 月 8 日： 内部立入調査 建物所有者が占有し、住居として利用している。		
特 記 事 項	◇物件2建物は建築確認を受け、完了検査済証（令和4年10月6日、KBI-SGM22-39-1053）の交付も受けている。		
	◇1階ユーティリティには、洗濯機置場と室内物干しがある。		
	◇給排水、諸設備の不具合の有無については確認できなかった。 所有者の妻は、浴室乾燥機が故障している以外は、特に不具合は無いと陳述していた。		
	◇2階階段の壁のクロスが一部剥がれていた。洋室2の窓枠辺りの壁のクロスに亀裂が見られた。		
	◇室内の各所でクロスの継ぎ目に隙間ができています。また、数か所に落書がある。 ◇本件建物は、隣の建物と近接して建てられている。		

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価格(円/㎡)	個別格差	更地価格 (円/㎡)	地積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	289,000	$\frac{105}{100}$	303,000	× 43.80	× 1.0	= 13,270,000

標準画地価格 : 標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 川崎川崎—9

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価公示価格} & & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 278,000\text{円/㎡} & \times & \frac{101}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{97} = 289,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正 : 令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 標準画地で補正の必要なし。

◇ 地域格差 : 地価公示地の所在地域は対象地域に比し、街路条件、交通接近条件、行政的条件等で劣り、総合格差で上記のとおり。

◇ 個別格差 : 目的土地は角地で優り、格差は上記のとおり。

◇ 建付減価 : 経過年数、建物の状況等を考慮し、建付減価率を0%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
2	220,000	× 71.31	× 0.88	= 13,810,000

現価率

- ・ 経過年数 3年 、 経済的残存耐用年数 約27年 、 観察減価率 2%
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 27\text{年}}{(\text{経過年数 } 3\text{年} + \text{経済的残存耐用年数 } 27\text{年})} \times (1 - 0.02) = 0.88$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	13,270,000	×	0.65 法定地上権	= 8,630,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を 法定地上権 と判定し、その割合を 65% と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基 礎 と な る 価 格 (円)	土地利用権等価格 の 控 除 及 び 加 算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修 正	競売 市場 修正	その他の 控 除	評価額 (円)
1	13,270,000	－ 8,630,000		× 1.0	× 0.7		= 3,250,000
2	13,810,000	＋ 8,630,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 15,710,000
一 括 価 格 (合 計)							18,960,000

占有減価修正 : 必要なし。

市場性修正 : 必要なし。

競売市場修正 : -30% と判定した。

その他の控除 : 必要なし。

第6 参考価格資料

1 . 地価公示価格 川崎川崎—9

所 在 : 川崎市川崎区小田5丁目169番2 「小田5-24-13」

価 格 : 278,000円/㎡

位 置 : J R 東海道本線「川崎」駅約3.0km

価 格 時 点 : 令 和 7 年 1 月 1 日

地 積 : 115㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 西側 4.5m 市道

用 途 指 定 等 : 第二種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

準防火地域

地 域 の 概 要 : 一般住宅、アパート等が混在する住宅地域

2 . 固定資産税評価額 （令和 6 年度 ）

物件1 6,267,780円

物件2 6,714,834円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写 （ A3判からA4判へ縮小 ）

地積測量図 （ A3判からA4判へ縮小 ）

建物図面・各階平面図写 （ A3判からA4判へ縮小 ）

建物概略間取図

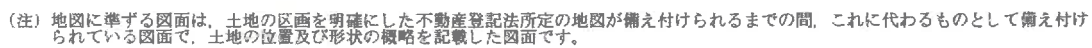
以上



位置図

f-map.jp

【許諾番号 PL1504】 ©INCREMENT P CORPORATION
規約用途以外の利用を目的とした地図データの無断複製を禁じる。



A3をA4に縮小

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

地図整理番号：M16866
(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月3日 横浜地方支局 川崎支局

登記官

A3をA4に縮小

地積測量図

地番 68-2、-5、-6

土地の所在 川崎市川崎区小田五丁目

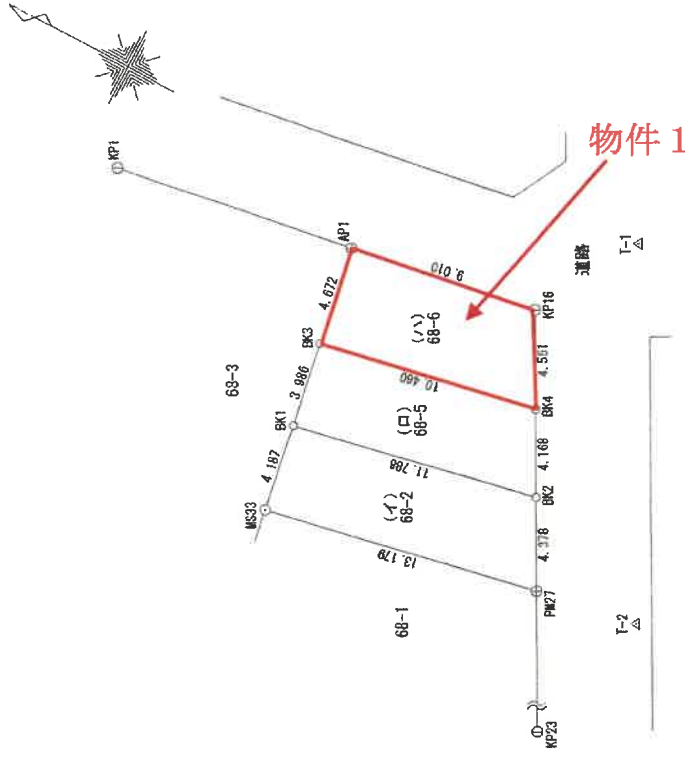
座標求積表

地番	(イ) 68-2			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
MS33	510.477	481.345	-6519.818025	
PM27	497.442	483.292	-5387.255924	
BK2	499.330	487.242	6599.892890	
BK1	510.987	485.501	5411.879647	
		倍面積	104.498588	
		面積	52.2492940	
		地積	52.24	m ²

地番	(ロ) 68-5			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
BK1	510.987	485.501	-5895.924144	
BK2	499.330	487.242	-4803.718878	
BK4	501.128	491.003	5982.740432	
BK3	511.474	489.458	4825.566422	
		倍面積	88.663832	
		面積	44.3319160	
		地積	44.33	m ²

地番	(ハ) 68-6			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
BK3	511.474	489.458	-5342.923528	
BK4	501.128	491.003	-4116.078149	
KP16	503.091	495.108	5404.609844	
AP1	512.044	494.096	4142.006768	
		倍面積	87.614935	
		面積	43.8074675	
		地積	43.80	m ²

恒久的地物・基準点の座標値			
点名	X	Y	点の種類
KP1	523.598	492.788	川崎市道路境界線
KP23	491.351	470.552	川崎市道路境界線
T-1	500.000	500.000	基準点
T-2	492.570	483.926	基準点



凡例	図記号	説明
○	国土地院	国土地院
⊙	市街地	市街地
⊕	市街地	市街地
○	市街地	市街地
△	市街地	市街地

測量年月日	測量係	測量係
令和3年10月27日	任意	任意

作成者

申請人

縮尺

1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方支務局川崎支局管轄)

令和7年1月8日

広島法務局

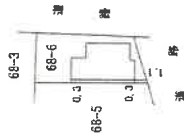
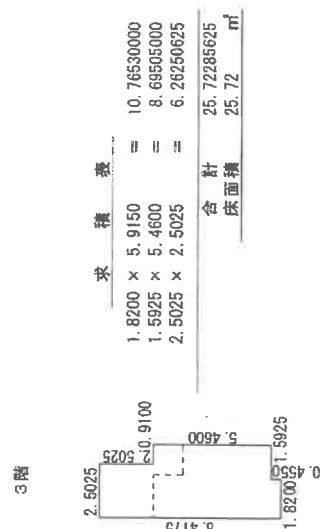
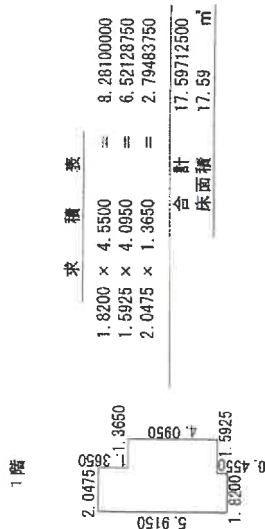
登記信

各階平面図

家屋番号 68番6

建物図面

建物の所在 川崎市川崎区小田五丁目68番地6



A3をA4に縮小

(単位：メートル)

作成者

縮尺

1/250

申請人

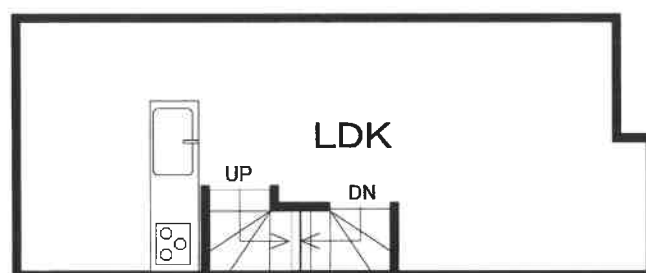
縮尺

1/500

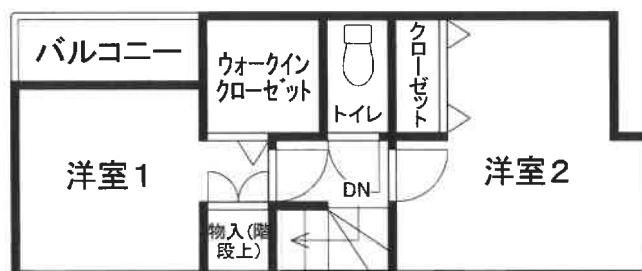
建物概略間取図



1 階



2 階



3 階